防衛庁訓令第3号

艦船事故調査及び報告等に関する訓令を次のように定める。 昭和34年1月27日

防衛庁長官 伊 能 繁 次 郎

艦船等事故調査及び報告等に関する訓令

改正 昭和38年1月9日庁訓第1号 昭和59年6月30日庁訓第37号 平成元年7月21日庁訓第54号 平成5年3月23日庁訓第7号 平成13年1月6日庁訓第2号 平成18年3月27日庁訓第41号 平成18年7月31日庁訓第83号 平成19年1月5日庁訓第1号 平成19年8月30日省訓第145号 平成27年10月1日省訓第39号 平成29年11月14日省訓第60号 令和元年6月20日省訓第8号

(目的)

第1条 この訓令は、自衛隊における艦船等事故の調査及び報告等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(艦船等事故の範囲)

- 第2条 この訓令に規定する艦船等事故の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 陸上自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。以下同じ。)及び海上自衛隊 (防衛大学校を含む。)の使用する船舶(以下「艦船等」という。)について衝突、 接触、乗揚、底触、転覆、沈没、滅失、火災又は行方不明
 - ② 前号以外の場合であつて、艦船等の船体、機関の要部若しくは重要なる設備の 損害又は重要なる属具の滅失若しくは毀損
 - ③ 第1号以外の場合であつて、艦船等の構造、設備若しくは運用に関連する人員 の死亡(行方不明を含む。以下同じ。)若しくは負傷又は他の施設若しくは物件の 滅失若しくは損壊
- 2 前項の規定にかかわらず、艦船等の損害、人員の死亡若しくは負傷又は他の施設若しくは物件の滅失若しくは損壊であつて、次の各号に掲げるものは艦船等事故に含まれないものとする。
 - ① 直接被害(加害行為により直接に生ずる被害をいう。以下この号において同じ。)によるもの及び直接被害によると推定されるもの
 - ② 研究開発のためにする艦船等の損壊
 - ③ 訓練のためにする艦船等の乗揚、底触又は転覆
 - ④ 基準排水量50トン未満の支援船又は総トン数20トン未満の陸上自衛隊の使用す

艦船等事故調査及び報告等に関する訓令

る船舶における事故のうち、当該支援船若しくは船舶についての重損以上の損害、 人員の死亡若しくは負傷又は他の施設若しくは物件の滅失若しくは損壊を伴わな いもの

(人員の負傷の程度の分類)

- 第3条 艦船等事故における人員の負傷の程度を次のとおり分類する。
 - ① 重傷 致命傷又は致命のおそれのある負傷及び大骨折その他で2週間以上の入 院治療を要すると認められる負傷
 - ② 軽傷 重傷に至らない負傷で入院、入室又は休養を要するもの (艦船等の損害の程度の分類)
- 第4条 艦船等事故における艦船等の損害の程度を次のとおり分類する。
 - ① 全損 沈没、滅失、行方不明その他艦船等が全く使用に堪えなくなつたもの
 - ② 重損 全損に次ぐ重大な損害で、大修理を要するもの
 - ② 軽損 全損、重損のいずれにも該当しないもの (事故種別)
- **第5条** 艦船等事故の種別の決定に当つては、次の各号に掲げる区分のうち重いものによるものとする。
 - ① 大事故 死亡又は自衛艦若しくは基準排水量50トン以上の支援船の全損を伴つ たもの
 - ② 中事故 重傷又は自衛艦若しくは基準排水量50トン以上の支援船の重損若しく は基準排水量50トン未満の支援船若しくは総トン数20トン未満の陸上自衛隊の使 用する船舶の全損を伴つたもの
 - ② 小事故 軽傷又は自衛艦若しくは基準排水量50トン以上の支援船の軽損若しくは基準排水量50トン未満の支援船若しくは総トン数20トン未満の陸上自衛隊の使用する船舶の重損を伴つたもの
 - ④ その他の事故 前各号に掲げる艦船等事故以外のもの (艦船等事故発生時の処置)
- 第6条 艦船等事故の当事者となつた艦船等(以下この条において「事故艦船等」という。)の長又は事故の発生を知つた艦船等の長は、艦船等事故が人員の生命及び身体に対し重大で急迫の危険を及ぼすもの(以下この条において「重大艦船等事故」という。)である場合には、直ちに当該事故の状況等を海上保安庁その他の救助機関並びに関係の自衛隊の部隊及び機関(以下この条において「海上保安庁等」という。)に通報するものとする。
- 2 陸上に所在する自衛隊の部隊又は機関の長(以下この条において「部隊等の長」 という。)は、前項の重大艦船等事故の発生を知つた場合に必要と認めるときは、直 ちに、救難の措置を講じ現場を警戒する等事故艦船等の長に協力をするとともに、

当該事故の状況等を海上保安庁等に通報するものとする。

3 第1項の重大艦船等事故に該当しない艦船等事故が発生した場合においても、事故艦船等の長及び当該事故の発生を知つた艦船等の長は、必要と認めるときは、直ちに当該事故の状況等を海上保安庁等に通報するものとし、当該事故の発生を知つた部隊等の長は、必要と認めるときは、直ちに、救難の措置を講じ現場を警戒する等事故艦船等の長に協力をするとともに、当該事故の状況等を海上保安庁等に通報するものとする。

(艦船等事故速報)

- 第7条 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、防衛大学校長又は防衛装備庁長官は、 その使用する艦船等について大事故又は中事故に該当すると認められる艦船等事故 が発生した場合には、次の各号に掲げる事項について判明した事項を直ちに防衛大 臣に報告しなければならない。なお、統合幕僚長が防衛大臣に報告するに当たつて は、併せて関係のある幕僚長に通知することとする。
 - 艦船等事故が発生した艦船等の名称及び使用部隊又は機関
 - ② 事故の発生した日時、場所及び天候
 - ③ 事故関係者の氏名等
 - ④ 死亡者又は行方不明者についてはその氏名その他参考となる事項、負傷者についてはその具体的な症状その他参考となる事項、他の施設若しくは物件の滅失、 損壊についてはその概要
 - り 当時の状況及び事故の概要
 - 6 事故の推定原因
 - の 事故に対する措置事項
 - ⊗ その他の事項
- 2 小事故又はその他の事故についても、自衛隊に属さない施設若しくは物件に滅失、 損壊があつたか、又は人員に傷害があつた場合においては、前項に準じて直ちに防 衛大臣に報告しなければならない。
- 3 前2項の報告事項について報告後新たに判明した事項があるときはその都度報告 しなければならない。

(艦船等事故調查委員会)

- 第8条 陸上幕僚長又は海上幕僚長は、艦船等事故について行う調査を補佐させるため、それぞれ陸上自衛隊又は海上自衛隊に艦船等事故調査委員会を設置しなければならない。
- 2 前項の艦船等事故調査委員会の組織については、防衛大臣の承認を得るものとする。

(艦船等事故調査報告書)

- 第9条 艦船等事故調査委員会は、艦船等事故調査を行い、艦船等事故調査報告書を 作成し、これを陸上幕僚長又は海上幕僚長に提出しなければならない。
- 2 陸上幕僚長又は海上幕僚長は、前項の艦船等事故調査報告書のうち大事故又は中 事故に関する艦船等事故調査報告書については、自己の所見を添えて2通を事故発 生後4箇月以内に防衛大臣に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある ときは、あらかじめ防衛大臣に対してこの期間の延長を申請することができる。
- 3 防衛大学校長又は防衛装備庁長官は、艦船等事故調査を行い、艦船等事故調査報告書を作成するものとし、大事故又は中事故に関する艦船等事故調査報告書は2通を事故発生後4箇月以内に防衛大臣に提出しなければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 4 艦船等事故調査報告書には、事故の概要、事故の原因、事故防止方法に関する意見その他について記載するものとする。

(小規模の事故の場合の特別)

- 第10条 陸上幕僚長又は海上幕僚長は、艦船等事故が小事故又はその他の事故である場合は、当該事故調査を自衛隊の部隊又は機関の長(以下「部隊等の長」という。) に行わせることができる。
- 2 前項の場合においては、部隊等の長は艦船等事故調査報告書を作成し、これを陸 上幕僚長又は海上幕僚長に提出しなければならない。

(艦船等事故調査報告書の目的)

第11条 艦船等事故調査報告書の目的は、艦船等事故の実態を明らかにし、艦船等事故の防止に資することを目的とするものであつて、艦船等事故に関する隊員の責任を究明することを目的とするものではない。

(艦船等事故調査の協力)

- 第12条 艦船等事故においては、艦船等事故調査委員会、部隊等の長、防衛省本省の 施設等機関の長又は防衛装備庁長官は、必要に応じて国土交通大臣その他の行う調 査に協力するものとする。
- 2 統合幕僚長は、艦船等事故に係る自己の職務に関連がある事項については、艦船 等事故調査委員会又は部隊等の長の行う艦船等事故調査に協力するものとする。 (艦船等事故報告)
- 第13条 陸上幕僚長、海上幕僚長、防衛大学校長又は防衛装備庁長官は、毎四半期の 始まる日から10日以内に、前四半期中に発生した艦船等事故について、別紙様式及 び記載例により艦船等事故報告正副2通を作成し、防衛大臣に提出しなければなら ない。

(委任規定)

第14条 この訓令に定めるもののほか、艦船等事故調査及び報告等に関し必要な事項

は陸上幕僚長又は海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和34年1月27日から施行する。

附 則 (昭和38年1月9日庁訓第1号)

- この訓令は、昭和38年1月9日から施行し、同年1月1日から適用する。 附 則(昭和59年6月30日庁訓第37号)(抄)
- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。 附 則 (平成元年7月21日庁訓第54号)
 - この訓令は、平成元年7月21日から施行する。 附 則(平成5年3月23日庁訓第7号)(抄)
- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。 附 則 (平成13年1月6日庁訓第2号) (抄)
- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。 附 則 (平成18年3月27日庁訓第41号)
 - この訓令は、平成18年3月27日から施行する。 附 則 (平成18年7月31日庁訓第83号)(抄)
- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)(抄)(施行期日)
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。附 則(平成19年8月30日省訓第145号)(抄)(施行期日)
- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。附 則(平成27年10月1日省訓第39号)(抄)
- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。 附 則(平成29年11月14日省訓第60号)(抄)
- 1 この訓令は、平成29年11月30日から施行する。 附 則(令和元年6月20日省訓第8号)(抄)
- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

艦船等事故調査及び報告等に関する訓令

別紙様式及び記載例 (第13条関係)

艦船等事故報告(平成5年度1/4期) 2枚中の1枚						
	番号	401	402	501	502	503
事	故種別	中	小	大	小	その他
事	故形態	乗揚	火 災	衝突	推進器障害	部外施設損害
	所 属	第〇護衛隊群	第○練習隊	○警備隊	第〇掃海隊群	第〇護衛隊
事故		第○護衛隊			第〇掃海隊	
発生						
艦船	種別	護衛艦	練習艦	曳 船	掃海艇	護衛艦
等						
	名 称	000	000	〇 号	000	000
	日時	5-1605	19-0600	6-1900	14-1235	20-0930
場所		鳥羽港内	横須賀港	周防灘姫島灯	犬吠岬灯台	仙台新港
				台293度13.6マ	195度19.5マイ	
				イル	ル	
損害	人員	なし	軽傷1	(死亡1)	なし	なし
	艦船等	重損	軽損	軽損	軽損	なし
	同復旧(見	650	45	_	70	_
	込)額					
	万円					
	その他	なし	なし	(部外船舶沈	なし	(部外桟橋の
				没)		杭4本折損)
				(漁船)		
事 故 概 要		航行中暗礁に	停泊中火災	曳航行中他船	航行中水中浮	横付作業中桟
		乗揚	(機械室)	に衝突(漁船	流物により推	橋に接触
				2 t 乗員1)	進器蛇損傷	
主要原因		艦位の確認不	整備不十分	相手船の航法	不可抗力	操艦不適切
		十分		不良		
				臨機の処理不		
				十分		
その他		広報:なし	広報:なし	海難審判に係	広報:なし	広報:なし
(報道状況等)		報道:なし	報道:なし	属中	報道:なし	報道:なし
				広報:実施、		
				報道:あり		
平成4年度4/4期No.302の原因「調査中」はその後調査の結果「不可抗力」と決定した。						

(日本産業規格A列4番)

- (注)1 番号欄 各月ごとに発生順序に一通番号を付する。例401:4月の第1番目の事故
 - 2 損害欄部 外に与えた損害は()内に記入する。
 - 3 主要原因欄 最も関係の深いものを記入する。